

**山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議
遊佐沿岸域検討部会設置要領**

参考資料 1

(設置)

第1 洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等も含めて具体的な議論を行うため、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱」第5条の規定により、遊佐町の沿岸域を対象とした「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 遊佐沿岸域検討部会」(以下「遊佐部会」という。)を設置する。

(組織)

第2 遊佐部会は、別表に掲げる部会委員により構成する。

(部会長)

第3 遊佐部会に部会長を置く。

2 部会長は「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(以下「全体会」という。)の座長が指名する。

3 部会長は遊佐部会を統括するとともに、部会における議論の要旨について全体会で報告を行う。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 部会は部会長が招集する。

2 部会委員が会議に出席できない場合は、部会長は、代理の者の出席を認めることができる。

3 部会長が必要と認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第5 会議は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第6 部会の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月26日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月5日から施行する。

附則

この要領は、令和元年8月8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月21日から施行する。

附則

この要領は、令和４年１２月２２日から施行する。

附則

この要領は、令和６年２月９日から施行する。

附則

この要領は、令和７年１月３０日から施行する。

附則

この要領は、令和７年１０月２３日から施行する。

別表（部会委員）

機関名称・職名	氏名	区分
蔵岡まちづくり協会 会長	齋藤 司	地域住民
遊佐地域づくり協議会 会長	佐藤 憲三	地域住民
稲川まちづくり協会 会長	石垣 嘉一	地域住民
西遊佐地区まちづくりの会 会長	工藤久美子	地域住民
高瀬まちづくりの会 会長	菅原 博生	地域住民
吹浦地区まちづくり協議会 会長	筒井 義昭	地域住民
山形県漁業協同組合 理事	伊原 光臣	海域利用者
山形県漁業協同組合 専務理事	西村 盛	海域利用者
吹浦漁業技術研究会 役員	佐藤 勝廣	海域利用者
山形県北部小型船漁業組合 組合員	五十嵐敏彦	海域利用者
山形県北部小型船漁業組合 会計	長谷川末治	海域利用者
日向荒瀬漁業協同組合 代表理事組合長	後藤孝之助	海域利用者
月光川養漁業協同組合 代表理事組合長	石垣 善作	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形修一郎	海域利用者
箕輪鮭漁業生産組合 代表理事組合長	佐藤 仁	海域利用者
高瀬川鮭漁業生産組合 代表理事組合長	佐藤喜巳夫	海域利用者
日本野鳥の会 山形県副支部長	近藤 忠男	有識者
遊佐町環境審議会 委員	小野寺正樹	有識者
東北公益文科大学 教授・公益学部長	三木 潤一	有識者
特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会 理事長	佐藤 仁	経済団体
遊佐町商工会 会長	本間 知広	経済団体
一般社団法人日本風力発電協会 専務理事	鶴田 純一	アドバイザー
横浜国立大学 非常勤講師	中原 裕幸	アドバイザー
山形遊佐洋上風力合同会社	吉川 雄大	選定事業者
海上保安庁 酒田海上保安部 交通課長	石山 稔	行政機関（国）
山形県環境エネルギー部 次長	高嶋 智弘	行政機関（県）
遊佐町 企画課長	渡会 和裕	行政機関（町）
遊佐町 地域生活課長	太田 英敦	行政機関（町）
遊佐町 産業課長兼エネルギー政策推進室長	太田 智光	行政機関（町）